

平成 29 年 11 月 20 日

コンプライアンス推進責任者（各講座・学科目、各センター、
各診療科及び病院各部（室）・センターの長）、
競争的資金等の研究代表者、研究分担者及び管理・運用担当者 各位

研究活動上の不正行為防止体制における総括管理責任者
副学長 高 井 章

平成 29 年度 第 14 回研究者教育講習会の開催について（通知）

－ ③人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習【必修】－

標題について、下記のとおり実施しますので、貴講座等職員への周知方お願い申し上げます。
本講習は、倫理審査申請に必要なとなる、③人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習【必修】受講登録の対象です。

今年度最後の座学での【必修】講習の開催となります。平成 29 年度は倫理指針の大幅な改正により、更新受講者についても【必修】の受講が必要となっておりますので、ご注意ください。

なお、本講習は、本学 e ラーニングシステムにて受講可能となっております。動画を視聴のうへ Web 試験に合格することで、座学の受講と同様の受講実績となりますので、座学での受講が難しい場合等、ご利用ください。

記

日 時： 平成 29 年 12 月 13 日（水）17:30～18:30
場 所： 臨床講義棟 臨床第一講義室
内 容： 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」・
「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」について
講 師： 社会医学講座（公衆衛生学・疫学分野）教授 西條 泰明
対 象 者： 人を対象とする医学系研究又はヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う研究者等
申込期限： 平成 29 年 12 月 11 日（月）（期限厳守）
申込方法： 講座等ごとに受講申込書を提出（メールまたは紙）
ダウンロード <http://www.asahikawa-med.ac.jp/arec/seminar/>
メール送付先 rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp

臨床研究等の倫理審査申請に必要な受講要件（「臨床研究等講習受講者」登録）

- ① 新規受講者（前年度に受講しておらず新たに登録を希望する者）：
倫理審査申請前に「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】を1回受講、当年度内に【選択】を1回以上受講
 - ② 更新受講者（前年度の講習を受講し、臨床研究者登録されている者）：
年度ごとに「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】または【選択】のいずれか1回以上の受講
- ※ 平成 29 年度は、倫理指針の大幅な改正があったため、②の更新受講者についても、「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】の受講が更新の条件となります。
- ※ 出向又は休業等で一時的に研究を休止した場合で、研究を休止した期間が1年以内の場合については、復帰後速やかに「人を対象とする医学系研究及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する講習（臨床研究等講習）」の【必修】または【選択】を受講することにより、臨床研究等講習受講者の登録を更新できます。別途ご相談ください。

【担当】 総務部研究支援課 研究企画係（内線 2262）

E-mail： rs-kp.g@asahikawa-med.ac.jp

※ 本通知はメール（全職員宛）のみにて配布しておりますが、差し支えのある部署については、上記担当までお知らせください。申込は各部署にてとりまとめのうへ、ご提出ください。